龍ケ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月22日

## 龍ケ崎市長 萩 原 勇

## 龍ケ崎市条例第50号

龍ケ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ケ崎市手数料条例(平成12年龍ケ崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正則の懶に拘ける規定を向表の改正後の懶に拘ける規定に下豚でかりように改正りる。									
改正後		改正前							
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)						
証明等手数料			証明等手数料						
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類単位金額						
省 略 									
戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書(広域 交付によるものを含む。)	1通	450円	戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、 1 通 450 円 個人事項証明書若しくは一部事項証明書 450 円						
除籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、 個人事項証明書若しくは一部事項証明書 <u>(広域</u> 交付によるものを含む。)	1通	750円	除籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、 1 通 750 円 個人事項証明書若しくは一部事項証明書						
戸籍の記載事項証明書	1 件	350 円	戸籍の記載事項証明書 1件 350円						
除籍の記載事項証明書	1件	450 円	除籍の記載事項証明書 1件 450円						
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	400円							
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件	700円							

戸籍届出・申請の受理証明書 <u>若しくは</u> 届出その	1通	350 円
他受理書類の記載事項証明書又は戸籍法(昭和		
22年法律第224号)第120条の6第1項		
の規定に基づく届書等情報内容証明書		
ただし、法務省令で定める様式による上質紙を	1通	1,400円
用いる場合の受理証明書		
戸籍の届書その他受理書類又は戸籍法第12	1件	350 円
0条の6第1項の規定に基づく届書等情報の		
<u>内容を表示したもの</u> の閲覧		

省略

## 備考

- 1 市税に関する証明は、1年度1税目をもって1通とする。ただ し、法人市民税の納税証明書については、当該法人の1事業年度 をもって1通とする。
- 2 戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行は、次の場合には手数料を徴収しない。
  - (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成1 4年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第 1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で 定めるものに限る。以下この号において同じ。)により発行を 行う場合(当該発行に係る請求が同項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限 る。)
  - (2) 電子証明書提供用識別符号の発行に係る電子証明書の請求と 同時に当該電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する 戸籍若しくは除籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除籍の

戸籍届出・申請の受理証明書又は届出その他受理書類の記載事項証明書	1通	350円
ただし、法務省令で定める様式による上質紙を 用いる場合の受理証明書	1通	1,400円
戸籍の届書その他受理書類の閲覧	1件	350 円

省 略

※ 市税に関する証明は、1年度1税目をもって1通とする。ただし、 法人市民税の納税証明書については、当該法人の1事業年度をもっ て1通とする。

## 全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の請 求を行う場合

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。